

第3章 PFI実施手続（概要）

第1 PFI導入の手順

本県において、PFI事業を導入する場合、次の手順を基本とする。ただし、PFI事業の実施形態には様々なものがあり、実際の運用、適用に当たっては、この手順を基本に、柔軟に対応することとする。

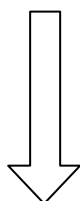
なお、国内におけるPFI事業は、取組みが始まったばかりの段階にあることから、今後とも、必要に応じこの手順の見直しを行っていく。

福井県におけるPFI導入の手順（プロセス全体のフロー）

以下の手続のうち、事業者選定手続は、総合評価一般競争入札手続（P36参照）を前提としている。

PFI事業の発案段階（PFI事業の検討・抽出の段階）

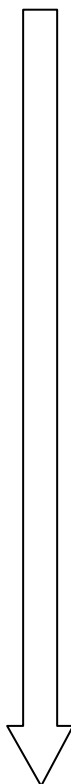
P17～



- ・PFI導入推進チーム（仮称）による導入検討の開始
- ・PFI導入可能性調査の実施
- ・PFI導入可能性調査結果を踏まえた最終的な検討
- ・行財政改革推進会議によるPFI導入方針の決定

PFI事業の選定段階

P19～



PFI事業実施体制の整備

- ・事業実施部局の事業実施体制の整備
- ・アドバイザーの委託
- ・審査委員会の設置

実施方針の策定・公表

- ・事業実施部局による実施方針案の作成
- ・第1回審査委員会の開催（実施方針案の検討）
- ・実施方針の策定
- ・実施方針の公表
- ・民間事業者への説明会の開催
- ・民間事業者からの質問の受付または意見の招請

PFI事業の選定、公表

- ・事業実施部局によるPFI事業の選定の検討
- ・行財政改革推進会議によるPFI事業の選定
- ・PFI事業の選定結果の公表

P F I 事業者の選定段階

P 2 2 ~

入 札 準 備

- ・ 事業実施部局による入札説明書案等の作成
- ・ 第 2 回審査委員会の開催（入札説明書案等の検討）
- ・ 入札説明書等の決定

入札手続の実施

- ・ 債務負担行為の設定
- ・ 入札公告
- ・ 民間事業者への説明会の開催
- ・ 民間事業者からの質問の受付、回答
- ・ 民間事業者からの参加表明書および資格確認申請書の提出
- ・ 入札参加資格審査
- ・ 入札
- ・ 第 3 回審査委員会の開催（優秀提案者の選定）
- ・ 落札者の決定、公表

契約の締結段階

P 2 4

- ・ 仮契約の締結
- ・ 議会の議決
- ・ 契約の締結
- ・ 契約書の公開

事業の実施段階

P 2 5

- ・ 事業の実施と事業の監視

事 業 の 終 了

P 2 5

第２ 手続の概要

P F I 事業の発案段階（P F I 事業の検討・抽出の段階）

今後整備を計画している施設について、庁内においてP F I 導入可能性について検討を行い、P F I 事業の対象となるものを選定する。

（１）P F I 導入推進チーム（仮称）による導入検討の開始

政策企画室から、各部（庁）に対し、毎年、今後の施設整備計画について照会を行い、全部（庁）の施設整備リストを作成する。

このリストの中から、P F I 導入推進チーム（仮称）は、事業担当部局から事業内容の説明やP F I 導入に係る意見を聴いた上で、事業の具体性、法的な制約の有無、資金調達上の有利不利等について検討を行い、P F I 導入の可能性のあるものの絞り込みを行っていく。

検討の結果、P F I 事業としての実施可能性が高いと思われる事業については、事業担当部局と財政課と協議の上、民間のシンクタンクに委託して、P F I 導入可能性調査を実施する。

（２）P F I 導入可能性調査の実施（第４章第１「P F I 導入可能性調査について」P 26 参照）

P F I 導入可能性調査は、専門的な見地から、事前にV F Mを検証することにより財政負担の軽減や公共サービス水準の向上が図られることを確認するとともに、市場調査等の実施により民間の参入意欲等を把握することを目的として実施する。

事業担当部局は、民間のシンクタンクに対し、候補事業に関する資料を提供するなど、P F I 導入可能性調査に積極的に関わる。

（３）P F I 導入可能性調査の結果を踏まえた最終的な検討

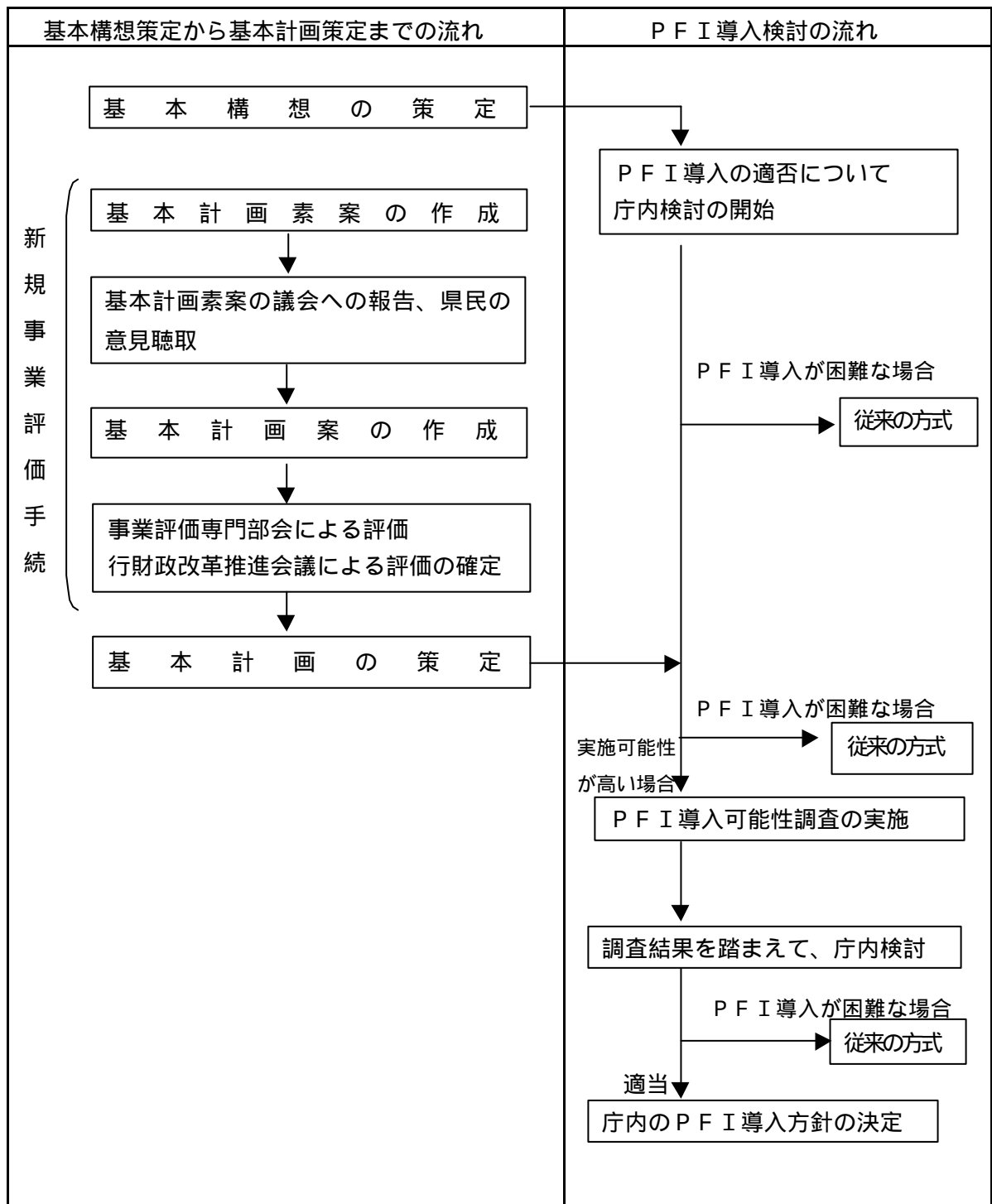
P F I 導入可能性調査がまとまり次第、調査結果をもとに、P F I 導入推進チーム（仮称）は、事業担当部局とともに、当該事業のP F I 導入の適否について最終的な検討を行う。

（４）行財政改革推進会議によるP F I 導入方針の決定

行財政改革推進会議において、P F I 導入可能性調査を踏まえたP F I 導入推進チーム（仮称）における検討結果をもとに、当該事業のP F I 導入の適否について検討を行い、適当と認められる場合は、P F I 導入方針の決定を行う。導入が適当でないと認められる場合は、従来の整備方式により行うこととする。

○新規事業評価システムとの関係

本県では、県が事業主体の見込み総事業費が30億円以上の施設整備の場合は、新規事業評価の対象となるが、PFI方式導入の方針決定手続との関係を整理すると、次の図のとおりとなる。



○ 民間事業者からの P F I 事業の発案があった場合

民間事業者から P F I 事業の発案があった場合は、個別の事業を（事業手法を問わず）県が実施すべきかどうかを判断するのは各事業担当部局であることから、当該部局において民間事業者の発案を受け、下記の手順に従い適切に進める。

民間事業者からの発案を受けた場合には、事業担当部局では、公共性、ニーズ、優先順位等の点から、その事業が今、県が実施すべきものかどうかを検討する。

なお、民間からの発案は、事業担当部局において事業計画として検討できるレベルに達しているものを対象とし、具体性に欠けるものは含まない。

の検討の結果、県の事業として実施することが意思決定された場合には、事業担当部局が自ら計画した事業と同様、庁内において P F I 方式の適否を検討する。

民間事業者の発案による事業案について実施方針の策定までに至らなかった場合には、発案者に対しその判断結果および理由を通知する等の措置を行う。

P F I 事業の選定段階

行財政改革推進会議において、P F I 導入方針の決定がされた場合、事業実施部局は、P F I 事業実施のための体制を整備し、P F I 導入に向けた事務に着手する。

そして、P F I 法第 5 条の規定により当該事業の内容、募集方法等を内容とする実施方針を公表し、民間事業者からの質問を受け、また、意見を聴く。ここで提出された意見を踏まえたうえで、再度、当該事業の V F M 評価を行い、その結果を踏まえ、当該事業を P F I 事業として実施することが適当と認める場合は、P F I 法第 6 条の規定に基づき、県の P F I 事業として選定し、P F I 法第 8 条の規定によりその選定結果を公表する。

P F I 事業実施体制の整備

（１）事業実施部局の事業実施体制の整備

従来の整備方式であれば、施設の設計、建設、維持管理、運営と、それぞれの段階で契約を締結しており、それぞれの段階に契約事務が分散していたが、P F I 方式の場合は、設計、建設から維持管理・運営、事業の終了に至るまでの長期間にわたる事項について、事業者との契約締結時までには内容を確定する必要があるため、一時期に事務が集中することになる。

そのため、事業実施部局においては、P F I 事業実施体制の整備を行う。

また、当該事業の P F I 導入推進に必要な専門知識や技術をもった他部局職員と連携して進める。

(2) アドバイザーの委託 (第 4 章第 2 「アドバイザーの委託について」 P 2 7 参照)

P F I 事業の実施に当たっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウが必要であるため、事業実施部局は、P F I に関し専門的な知識等を有する民間シンクタンク等とアドバイザーの委託契約を締結する。

アドバイザーには、事業スキームの検討、実施方針の作成支援、P F I 事業の選定書類の作成支援 (V F M 評価の作成支援) 入札関係書類の作成支援、落札者審査の支援、契約書案の作成、契約交渉等の業務を委託する。

(3) 審査委員会の設置 (第 4 章第 3 「審査委員会について」 P 2 8 参照)

P F I 事業者選定に当たり透明性、公平性、競争性を確保するため、個別の事業ごとに、民間の学識経験者を委員として含めた審査委員会を設置する。

審査委員会は、学識経験者と県職員で構成し、実施方針、入札説明書、落札者決定基準等の検討、最優秀提案者の選定等の事務を所掌する。

実施方針の策定・公表

(1) 事業実施部局による実施方針案の作成

事業実施部局は、アドバイザーの協力を得ながら、実施方針案の作成を行う。

また、実施方針と併せて、要求水準書案 (仕様書案) 落札者決定基準案、条件規定書案 (契約書の骨子案) を作成する。

(2) 第 1 回審査委員会の開催 (実施方針案の検討)

事業実施部局は、審査委員会を開催し、実施方針案について意見を聴く。

併せて、要求水準書案 (仕様書案) 落札者決定基準および条件規定書案 (契約書の骨子案) についても、委員会の意見を聴く。

(3) 実施方針の策定 (第 4 章第 4 「実施方針について」 P 3 0 参照)

県は、審査委員会の意見を踏まえ、実施方針を策定する。

併せて、要求水準書案 (仕様書案) 落札者決定基準案、条件規定書案 (契約書の骨子案) を策定する。

(4) 実施方針の公表

策定した実施方針を公表する。併せて、要求水準書案 (仕様書案) 落札者決定基準案、条件規定書案 (契約書の骨子案) を公表する。

公表に当たっては、県報、報道機関への資料提供、インターネットなどの手段を活用して、広く周知する。

(5) 民間事業者への説明会の開催

事業実施部局は、実施方針の公表に併せて、民間事業者への説明会を開催する。

(6) 民間事業者からの質問の受付、意見の招請

事業実施部局は、説明会の開催後、実施方針に関し、民間事業者から質問の受け付け、または意見の招請を行う。

なお、質問に対する回答は、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は、民間事業者のノウハウに係る事項等を除いて原則として公開する。

また、民間事業者からの意見を踏まえ、実施方針の内容（事業内容、リスク分担のあり方（第4章第5「リスク分担について」P31参照）等）を見直し、実施方針の変更を行うこともある。実施方針の変更を行ったときは、PFI事業の選定結果の公表時に併せて公表する。

PFI事業の選定、公表

(1) 事業実施部局によるPFI事業の選定の検討（第4章第6「PFI事業の選定について」P32参照）

事業実施部局は、アドバイザーの協力を得ながら、当該事業をPFI方式で実施するほうが、県が直接整備するよりも県が負担するコストが低下するかどうか、またはサービスの向上が図られるかどうかの評価（VFM評価）を行う。

VFM評価の結果、事業の実施可能性等を勘案した上で、当該事業をPFI事業として選定することの適否について検討を行う。

(2) 行財政改革推進会議によるPFI事業の選定

行財政改革推進会議では、事業実施部局から提出されたPFI事業の選定に係る検討結果をもとに検討を行い、適当と認める場合はPFI事業の選定を行う。

(3) PFI事業の選定結果の公表（第4章第7「PFI事業の選定結果の公表について」P36参照）

事業実施部局は、PFI事業の選定について、行財政改革推進会議の決定を受けて、PFI事業の選定結果の公表をする。公表に当たっては、県報、記者発表、インターネットの活用等による情報提供を行う。

また、PFI事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

P F I 事業者の選定段階

P F I 事業の選定結果の公表ののち、事業実施部局において入札準備を行い、審査委員会の意見を踏まえ、入札説明書等の作成を行う。

次に、入札公告を行ったのち、公告内容等に関する事業者向け説明会の開催、質問の受付、回答を行い、入札を実施する。審査委員会において優秀提案者の選定を行い、落札者の決定、公表を行う。

入札準備（第４章第８「P F I 事業者の選定方法について」P 3 6 参照）

（１）事業実施部局による入札説明書案等の作成

P F I 事業の選定結果の公表後、事業実施部局は、P F I 事業者選定のための入札関係書類の作成を行う。

実施方針の公表と併せ公表した要求水準書案（仕様書案）条件規定書案（契約骨子案）落札者決定基準案に対して寄せられた民間事業者からの質問や意見を踏まえながら、その内容を精査していく。入札説明書には、P F I 事業の内容、入札に関する条件、事業者の選定方法等を記載する。

（２）第２回審査委員会の開催（入札説明書案等の検討）

事業実施部局は審査委員会を開催し、入札説明書、要求水準書（仕様書）契約書案、落札者決定基準の内容について、意見を聴く。

（３）入札説明書等の決定

県は、この審査委員会の意見を踏まえ、入札説明書等の内容を決定する。

入札手続の実施

（４）債務負担行為の設定

P F I における契約は複数年度にわたる契約であるため、予算で債務負担行為を定める必要がある。

（５）入札公告（第４章第９「入札公告の際に配布する資料について」P 3 9 参照）

入札公告を県報に登載して行う。

公告事項としては、入札参加者に必要な資格、入札の場所および日時その他入札について必要な事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨および落札者決定基準を公告する。

また、入札説明書、要求水準書（仕様書）契約書案を公表するとともに、希望する民間事業者に配布する。

(6) 民間事業者への説明会の開催

民間事業者を対象に、公告内容等について説明会を開催する。

(7) 民間事業者からの質問の受付、回答

公告内容等について、民間事業者からの質問を受け、それに対する回答を行う。

なお、質問に対する回答は、公平性、透明性を確保するため、すべて書面により行い、その内容は、民間事業者のノウハウに係る事項等を除いて原則として公開する。

(8) 民間事業者からの参加表明書および資格確認申請書の提出

民間事業者から、当該事業の入札への参加表明書と資格確認申請書の提出を受ける。

(9) 入札参加資格審査

提出を受けた資格確認申請書をもとに、応募者が入札説明書に記載の応募者の備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認する。資格不備の場合は、失格とする。資格審査の結果は、応募者に通知する。

(10) 入札

入札参加資格の確認の通知を受けた応募者から、入札書、提案書、設計図書等の提出を受ける。

応募者の立会いのもと、入札書の開札を行う。入札価格が、予定価格を超えている場合は、落札できない。

(11) 第3回審査委員会の開催（優秀提案者の選定）

民間事業者の選定のため、審査委員会を開催し、入札公告時に公告した落札者決定基準にしたがって、民間事業者からの入札提案書等を点数による評価を行い、最も優秀な提案をした者を選定する。

(12) 落札者の決定、公表

県は、審査委員会における審査結果をもとに、落札者を決定し、その結果を公表する。

公表に当たっては、評価の結果、評価基準とともに、選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料を併せて公表する。

契約の締結段階

落札者が設立した特定目的会社（ＳＰＣ）との仮契約を締結したのち、ＰＦＩ事業契約の締結議案を議会に提出し、議決を得た後、本契約を締結する。

（１）仮契約の締結

落札者は、仮契約締結前までに、当該ＰＦＩ事業に関する業務を目的とする特定目的会社（ＳＰＣ）を設立する。（落札者がグループの場合、グループ構成員が主体となって、ＳＰＣへの出資を行うことになる。）

県は、このＳＰＣと仮契約を締結する。

なお、契約書の内容は、入札公告時に示した契約書案の内容と同じであり、変更はできない。ただし、条文の文言を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

（２）議会の議決

施設等の買入れまたは借入れに要する経費（維持管理、運営に関する経費を除く。）が５億円以上となる事業については、ＰＦＩ事業契約の締結前にＰＦＩ事業契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得る必要がある（ＰＦＩ法第９条、ＰＦＩ法施行令）。

（３）契約の締結

県は、ＳＰＣと本契約を締結する。

（４）契約書の公開

民間事業者との間で締結した契約書は公開する。ただし、設計や施工上のノウハウ、企画や運営面でのノウハウなど、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、非公開とする。

- 契約書の記載内容
 - ・ 契約期間
 - ・ 施設の設計、建設、維持管理、運営に関する事項
 - ・ 県による業務内容の確認（モニタリングの実施）
 - ・ サービス購入費の算出方法、支払方法 ・ サービス購入費の減額事由、算定方法
 - ・ 契約終了時の措置（事業終了後の事業資産の取扱い等）
 - ・ 契約の解除事由（債務不履行、任意解除、不可抗力等）と契約当事者のとるべき措置（違約金の支払い等）
 - ・ 事業継続が困難となる事由
 - ・ 事業継続が困難となった場合の措置（協議、追加費用の負担、契約の終了等）
 - ・ 紛争解決手段 など

事業の実施段階

事業実施部局は、P F I 事業者が実施する公共サービス（設計、建設、維持管理、運営）の水準の監視や事業の実施状況報告、財務状況報告の提出などにより事業の監視（モニタリング）を行う。

事業の終了

契約に定める事業の終了時期になった時、事業が終了となる。

事業実施部局は、契約で定められた資産の取扱いにのっとり措置を講ずる。